

第56回河川保全利用委員会における議事整理表

議事	第56回河川保全利用委員会(R1.9.14)議事内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第56回委員会での結果(各委員から出された意見の提案・助言)	備考
4. 議事 1)委員長及び副委員長選出	●第8期における河川保全利用委員会の正副委員長を互選(投票)により選出した。	—	
2-1)これまでの委員会運営等の経緯及び最近の動向	●河川管理者から「参考資料-1 これまでの委員会運営等の経緯及び最近の動向」について説明を行い、了承した。	—	
2-2)第55回委員会活動の整理事項	●事務局から「資料-2 第55回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。	—	
3)審議対象公園の許可状況	●「資料-3 審議対象公園の許可状況」にて事務局から説明を行い、承認した。	—	
4)野洲川ふれあい広場の更新申請に係る意見の提案・助言	<ul style="list-style-type: none"> ●(1)占用許可申請説明書の説明 河川管理者から「資料-5野洲川ふれあい広場占用許可申請説明書の概要書」の説明を受けて意見の提案・助言を行った。 ●(2)審査結果一覧表の説明 河川管理者から「資料-6野洲川ふれあい広場審査結果一覧表」の説明を受けて意見の提案・助言を行った。 ●(3)更新申請に係る意見の提案・助言 	◆ 委員会が出された意見をもとに、河川管理者が判断し占用許可更新申請に対し審査を行う。	
5. 委員会の今後のスケジュール	●「資料-6 審議対象となる野洲川占用施設一覧」により説明を受けた。	—	
6. 一般傍聴者からの意見聴取	なし	—	
7. その他	なし	—	

審議対象公園の許可状況について

■令和2年度委員会審議対象公園

① 野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）

①野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）

令和 2年 9 月 28日 野洲市・守山市より占用許可申請

令和 2年 1 1月 許可処分（決裁中）

（許可書交付時に河川管理者より、委員会意見に基づく内容を指導した）

野洲川ふれあい広場に係る占用更新許可の判断について

野洲川ふれあい広場は、第５６回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、自然環境の保全・再生の観点等から、

- 親水護岸あるいは親水性を高める（川に親しめる）整備の取り組みの検討、
 - 改修や補修時における、景観や自然環境に配慮した園路舗装構造への見直しの実現性、
 - 植替が必要となった場合における、在来植生に配慮した植樹の実現性、
 - 占用者による施設及び周辺の生育生物の実態把握や、施設が環境に与える影響の確認・検証、環境に配慮した管理方法等、
- などについて、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご指導をいただいたところである。

一方で、本施設は、地域住民等から様々な河川空間としての利用がなされ施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の保全に一定の配慮をした維持管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等を大きく逸脱したものではなく、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考えます。

このため、占用者に対して、第５６回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第２４条（土地の占用の許可）の審査基準である「河川敷地の占用許可について」（平成１１年８月５日付け建設省河政発第６７号、最終改正平成２８年５月３０日国水政第３３号）の（別紙）河川敷地占用許可準則、第五（占用許可の基本方針）に基づき審査した結果、占用者には環境の再生・保全に関して、下記の取組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を５年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占用者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

- ・ 親水性を高める整備への取り組み
- ・ 園路等の改修・補修時において、景観や自然環境に配慮した構造への見直し
- ・ 植え替えを実施する際に、在来植生や生態系に配慮した植樹についての実現性
- ・ 占用区域及び周辺での生態系の実態把握や、施設が周辺環境に与える影響の確認及び検証、環境保全に資する維持管理の持続的取り組み

前回意見書(抜粋)(平成26年11月20日)

野洲川中洲親水公園(守山市)

整備経緯・利用状況

「(仮称)野洲川中洲地区河川公園」は、守山市による「守山まるごと活性化プラン検討委員会学学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」における地域の意見をもとに、「昔のように水遊びや水辺の散歩などができる親しみのある野洲川の復活」、「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を目的として計画された公園である。

主な施設としては、自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場、駐車場、水辺に近づくことのできる緩やかな斜面の護岸の整備を予定している。

利用形態としては、野洲川の自然に親しむ自由利用のほか、地域活性化のための各イベントや小学校における環境教育の場等としての利用が予定されている。

自然環境保全・創出広場を設け、極力人の手を加えないこととし、また、それ以外の広場についてもより自然に近い形態とすることにより、河川環境への配慮が見られる構想であるが、環境への影響が明らかでない部分がある。

また、公園の安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について定められていない。

委員会の判断

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

本公園は、河川敷利用の基本理念である「川でなければできない利用、川に活かされた利用」および河川敷利用の基本方針に沿った目的であり、委員会の掲げる望ましい利用形態の例である「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」であると認められる。ただし、「自然環境保全・創出」について内容が具体的ではなく、また、現在は水辺に近づくことが容易であるものの、流路等の変化が生じた場合の利用のあり方について想定がなされていない。

要望事項

■ 占用許可(新規)に関連する要望事項 ■

【占用許可に関連する意見】

- ① イベント及び自由利用についてさらなる促進を図り、利用状況を把握できるよう計画されたい。イベントにおいては守山市、主催者それぞれの対応義務を明確にすること、周辺の交通も含め参加者増対策を定めておくこと、利用者視点の共同利用のあり方について考えておくことが望まれる。
- ② 広場の表層等施設整備による環境への影響に配慮し、さらに継続的な監視をされたい。
- ③ 安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について、以下を踏まえ、早急に作成されたい。
 - (1) 砂州の形・高さの変化、水深の変化に対応した安全管理、施設管理。
 - (2) 川砂の採取、ゴミ投棄等の不法行為に対する監視等の対策。
 - (3) 低水路への斜路等、水辺付近における子ども、お年寄り、身体障がい者への安全対策。
 - (4) 継続的かつ適正な草刈等維持管理となるような、方法、頻度等。なお、地域と協働した維持管理となることが望まれる。
 - (5) 治水・環境上問題とならない自然環境保全・創出方法。
 - (6) 安全対策や利用上の注意について、子どもへの配慮をした看板、また広報への記載や小学校における周知。
- ④ 自然環境の創出と保全の違いを整理し、創出と保全の実現のために本公園にて実施される内容について明らかにされたい。
- ⑤ 砂州の形状や流路の変化が生じ、斜路を利用し水辺に近づくことが困難になることも想定される。その場合の利用のあり方について検討されたい。
- ⑥ 地元の理解、意見について、今後も継続して得よう努めていただきたい。

取組状況(中間)報告

- ①
 - ・さらなる利用促進が見込まれるよう、市広報誌やホームページなどを活用し、周知を図っていきます。
 - ・利用状況の把握については、イベント等の入込数は主催者に報告等を求めて把握に努めるとともに、自由利用は巡回等の中で把握に努めます。
 - ・イベント実施の際の責任については、行為許可申請書の提出を求め、行為内容についてしっかりと吟味し、水難事故につながるようなイベントに係る部分の責任は主催者に事故対策を義務付けるようにし、内容を許可条件に附して対応していきます。
 - ・遊具等、施設としての瑕疵に係るような内容については管理者(守山市)として担保するよう、日常点検をはじめ点検に努めます。
 - ・イベント時の参加者増対策としては、公園の利用スペース、駐車スペースには限りがあり、主催者に利用時の車両乗り入れ台数の制限や送迎バスについての検討、利用区域を区切って行うなど条件を附すようにしていきます。
 - ・利用者視点の共同利用については、今年度公園整備が完了予定であることから、今後の利用状況を注視しつつ、検討をしていきます。
- ② 今年度が公園整備の最終年度であり、引き続き監視を実施します。
- ③ 平成27年度に管理計画を策定し、平成28年2月3日付けで河川管理者へ承認申請を行い、平成28年4月26日付けで承認を得ています。
 - (1) 利用者に河川で遊ぶ際の注意喚起を促していくとともに、増水時以外での立ち入り自体が危険な場合には、管理計画第9条、第10条(傾斜護岸の使用の中止と措置について)に基づき対応します。
 - (2) 日常管理にて対応していきます。
 - (3) 利用者に利用時の注意喚起を実施しつつ、ご意見にあるような方の利用の際には保護責任者に対し利用時の配慮をしてもらおう、呼びかけをしていきます。
 - (4) 業務委託として全体管理で年間2回の除草に加え、地元管理(芝生のみ)での3回を実施しています。
 - (5) 環境についてはある程度川や自然に任せつつ、公園の利用の支障とならないことを前提に、全体として年間2回の刈込(芝生は地域の3回加算)を実施することで、全体の適正な維持管理を図り、治水に支障が生じるなど放置状態にならないようするとともに、環境の維持に努めていきます。
 - (6) 公園内看板にて案内を行い、強調する内容については親水護岸の掲示板や仮設看板を活用するなどして注意喚起をしていきます。また、近隣小学校への川の安全利用についても併せて周知をしていきます。
- ④ 保全とは、ある程度自然に任せつつも、あるがままを放置するような状況ではなく、整備においてできあがった状況に対し、公園利用に支障がない範囲で一定の管理を介して占用区域の環境を維持していくことで公園環境の維持管理や整備時の環境の維持保全に努めることと考えています。
- また、園内のゴミ回収はもちろんのこと、河道内の漂着ゴミ、雑草除去、樹木の伐採など河川の環境を守ることを利用者や地元住民と協働で行い、その結果として、河川空間から憩いややすらぎなどを享受できるよう継続的に保全していくことで、河川と共生できる新たな利用空間を創出できるものと期待しています。
- ⑤ 上記を念頭におきながら、公園を適切に維持管理し、最小限度にとどめ、環境の保全に努めていきます。
- ⑥ 現状は地元と協働で維持管理を行っているところであり、今後も地元学区と協議の場を持ちながら管理を進めています。

過去の審議経緯

【新規占用許可申請のため、過去の審議経緯なし】

野洲川中洲親水公園占用許可申請説明書の概要等

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
-	-	-	1 野洲川中洲親水公園の概要 ○下記「3. 審査区分 B 占用施設の計画と設置理由の検証 [B-1] 占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯 [B-1-1] 占用施設の概要」を参照。	-	-	-
-	-	-	2 占用の経緯 ○下記「3. 審査区分 B 占用施設の計画と設置理由の検証 [B-1] 占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯 [B-1-2] 占用の経緯」を参照。	-	-	-
A 基本理念と基本方針等の検証	A-1 基本理念に対する満足状況	●基本理念(案-2)の内容を満足しているか	<p>3 審査区分 A 基本理念と基本方針等の検証</p> <p>A-1 基本理念に対する満足状況</p> <p>●[A-1-1]地域住民や自治体からのニーズの内容 ○「昔のように水遊びや水辺の散歩などができる親しみある野洲川の復活」が地域住民より強く望まれ「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を地域住民と行政が一体となり計画した公園です。 ○既存イベントを活用した地域内外の交流イベントなどを開催することにより地域の活性化を図ることを目的としています。 ○地域や河川レンジャーより公園を存続し、イベントなどを開催することにより地域の活性化を図りたいとの要望を伺っています。 ○守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱に服部水位観測所で水位1m以上は予備警報となり車両の進入を禁止する等の措置をとることになっているが、日常的に1m前後の水位であることから現場との整合性がとれていないため見直すべきであるとの要望を伺っています。</p> <p>●[A-1-2]オープンスペースである河川敷地の多様な利用の状況 ○散歩、キャッチボール、野鳥観察、スケートボード、釣り等の多様な利用があります。 ○たこあげ、グラウンドゴルフ、いかだくんだり、カヤック教室、野洲川探検等が開催されています。 ○主催者・内容 たこあげ(地元) グラウンドゴルフ(地元) いかだくんだり(守山市)自作筏で野洲川を下ります カヤック教室(地元)カヤックで野洲川を下ります 野洲川探検(河川レンジャー)自然観察等</p> <p>●[A-1-3]環境学習を推進する場として利用を推進している内容 ○小学校等教育機関からの問い合わせ等について本公園の利用を推奨しています。 ○公園の周辺において、定期的に地元住民や関係団体(企業等)、行政(守山市、国交省)が合同で清掃活動(野洲川クリーン作戦)を行っており、清掃後に実施されている川に親しむイベントや防災イベントを通じて、治水や防災、河川環境を理解し親しむ場として利用されています。 ○マラソン : 中洲小学校 4年生 17人 (R1)10/2 ○野洲川学習 : 中洲小学校 全学年 135人 (R1)12/3</p>	<p>(A11基本理念) ○満足している。</p> <p>(B42地元の理解) ○「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」により地域、学識経験者、行政等が連携して計画する施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても地元の理解を得ていくべき。</p> <p>(C35地域活性化) ○既存イベントを改善、工夫した地域内外の交流活性化イベントの開催が「守山まるごと活性化プラン」において検討されている。</p> <p>(C42利用者意見) ○「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」において出された、「水に親しめなくなっている」「集まる場所・イベントが不足している」などの意見を反映した施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても利用者の意見を徴せられたい。</p>	<p>○親水護岸により親水空間を楽しむことができ、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」が可能な施設である。</p> <p>○多様な利用が認められ、清掃や各種イベント等を通じて環境や防災を啓発・学習する場としても利用されており、基本理念を満足していると考えます。</p> <p>○供用後も地域と連携した取り組みが認められ、地域から施設の活性化に向けた提案が行われるなど強い関心を持たれている施設である。</p>	<p>【参考】基本理念(案-1) 川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境にも育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。 こうした認識の下で、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。</p> <p>【参考】基本理念(案-2) 川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、人々が利用する場であり、地域固有の風土・文化を形成してきた場である。それを将来にわたって保全していくためには、住民や自治体が、地域の特性や実情に応じた手法で、川を守るといふ人と川とのつながりを構築していくことが求められる。 そのために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするともに、地域の住民や自治体からのニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。環境学習を推進する場等の観点を含めて利用を推進する。以上を河川敷利用の基本理念とする。</p>

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
A-2	基本方針の各項目に対する満足状況	●基本方針の6項目を満足しているか	<p>A-2 基本方針の各項目に対する満足状況</p> <p>●[A-2-1]基本方針(1)関係</p> <p>①河川環境の保全・修復を踏まえた取組内容</p> <p>○シルバー人材センターへ通年の維持管理を委託しており、地元シルバーにより、見回り、清掃、施設の点検、出入口の開閉、除草等を行っています。</p> <p>添付資料(2-1): 都市公園管理業務委託契約書</p> <p>添付資料(2-2): 都市公園管理業務仕様書</p> <p>○地元へ除草等の管理を委託し、地域住民と協力し保全、修繕に取り組んでいます。</p> <p>添付資料(3-1): 野洲川中洲親水公園芝管理業務委託契約書</p> <p>添付資料(3-2): 野洲川中洲親水公園芝管理業務仕様書</p> <p>②治水・河川管理及び適正な利水・利用に資する取組内容</p> <p>○公園施設の構造物は、洪水時に治水上の支障を生じさせないよう必要最小限の施設としています。</p> <p>○洪水時等の非常時に備えて「守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱」を定めています。</p> <p>○公園として適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制することにつながっており、治水面での流下能力の維持や、河川管理面での河川管理施設などの監視・巡視時の視界の確保などに貢献しています。</p> <p>○占有的使用の際は事前に申請書を提出いただき、不適切な利用を防ぐようしています。</p> <p>(根拠:守山市都市公園条例第3条)</p> <p>添付資料(4): 守山市都市公園条例</p> <div data-bbox="376 727 1182 850" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】基本方針(1)</p> <p>自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。</p> <p>【参考】基本方針(1)'</p> <p>自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。</p> </div>	<p>(C15維持管理)</p> <p>○(前略)自然環境保全・創出方法について、治水・環境上問題とならない維持管理が必要である。</p> <p>(D21治水)</p> <p>○治水上の審査は完了している(治水上の影響は少ない)。</p> <p>(D22-1構造物)</p> <p>○構造物による治水上の影響は少ない。</p> <p>(D22-2構造物流失)</p> <p>○洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。</p> <p>(D22-3構造物撤去)</p> <p>○出水時に対する工作物撤去訓練を河川管理者立会のもと実施する予定である。</p>	<p>○地域との協働を含め、自然環境に悪影響を与えないよう一定の配慮をした維持管理を行い、現状の河川環境の保全に取り組んでいる。</p> <p>○各取り組みは、治水、河川管理、利用に資すると認められる。</p>	
			<p>●[A-2-2]基本方針(2)関係</p> <p>誰もが川とふれあえる取り組み内容</p> <p>○都市公園として整備し、都市公園法、守山市都市公園条例に基づき誰もが自由に利用できる空間としています。</p> <p>○親水護岸が整備されており、自由に川とふれあえます。また、いかだくんだり、カヤック教室、野洲川探検等の川とふれあえる催しも開催されています。</p> <div data-bbox="376 1050 1182 1118" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】基本方針(2)</p> <p>誰もが河川と容易にふれあえるものとする。</p> </div>	<p>(B41公共性)</p> <p>○排他・独占的な施設ではない。</p> <p>(C33川とのふれあい)</p> <p>○川とのふれあいが可能な施設である。</p>	<p>○どれもが河川と容易にふれあえる施設であると認められる。</p>	
			<p>●[A-2-3]基本方針(3)関係</p> <p>①治水上の安全に配慮した取組み</p> <p>○洪水時等の非常時に備えて「守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱」を定めています。</p> <p>○琵琶湖河川事務所と協議した上で構造物を設置しており、有事の際は、治水に支障のない形状にできる構造となっています。</p> <p>○琵琶湖河川事務所の指導の下、河川内工作物点検を毎年出水期前に実施しています。また、災害時に備えて河川内工作物撤去訓練を琵琶湖河川事務所立ち合いの元、実際に対応する業者により対象の全構造物を転倒して毎年実施しています。</p> <p>添付資料(5): 守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱</p> <p>添付資料(6): 工作物点検表(令和2年度)</p> <div data-bbox="376 1377 1182 1445" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】基本方針(3)</p> <p>利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。</p> </div>	<p>(D21治水)</p> <p>○治水上の審査は完了している(治水上の影響は少ない)。</p> <p>(D22-1構造物)</p> <p>○構造物による治水上の影響は少ない。</p> <p>(D22-2構造物流失)</p> <p>○洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。</p> <p>(D22-3構造物撤去)</p> <p>○出水時に対する工作物撤去訓練を河川管理者立会のもと実施する予定である。</p>	<p>○治水上の安全に配慮した取り組みがされており、支障はない。</p>	

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
			<p>②利用者の安全に配慮した取組み ○シルバー人材センターへ通年の維持管理を委託しており、地元シルバーにより、見回り、清掃、施設の点検、出入口の開閉、除草等を行っています。 ○地元へ除草等の管理を委託し、地域住民と協力し安全、修繕に取り組んでいます。 ○迷惑行為等を禁止する注意看板を設置しています 写真(看板):別添</p> <div data-bbox="369 432 1176 496" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】基本方針(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。</p> </div>	<p>(C15維持管理) 具体的な維持管理の計画が未定であり、早急に作成すべきである。適正な草刈等の維持管理が必要である。なお、地域と協働した維持管理の計画が望まれる。自然環境保全・創出方法について、治水・環境上問題とならない維持管理が必要である。</p> <p>(C17構造物の安全) 週に1回安全点検が実施される計画である。点検内容は検討されているが、具体的な構造物安全点検のルール計画は未定であり、早急に作成すべきである。</p> <p>(C13施設管理) ○注意事項、公園管理者への連絡先を明記した看板を設置予定。小学生の利用に配慮した記載の仕方とし、また、看板だけでなく広報への記載や、小学校における周知も行うべき。(後略)</p>	<p>○管理計画(「〔仮称〕野洲川中洲地区河川公園管理計画」)が策定され、これに基づいた維持管理が行われている。</p> <p>○地域と協働した維持管理や小学生の利用に配慮した注意事項の掲示など、前回諮問の委員会意見に対する取り組みが認められる。</p>	
			<p>●[A-2-4]基本方針(4)関係 ①整備範囲が必要最小限である根拠・理由等 ○整備においては河川保全の観点から最小限の整備を心掛けており、琵琶湖河川事務所とも協議し、整備内容について承認を得た上で整備しています。</p>	<p>(B12適正面積) ○不要と思われる施設は含まれず適正と判断する。</p>	<p>○必要最小限の根拠の記載はない(自由使用に関する適正面積の根拠基準等はない)が、特別過度な規模ではない。</p> <p>○治水や管理等に資する面を有することから、必要性が認められる。</p>	
			<p>②供用前の状態への復元や整備資材の廃棄が容易となる工夫、取組み ○駐車場について、思いやりスペース以外は砂利舗装としています。 ○必要最小限の整備としています。</p> <div data-bbox="369 895 1176 991" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】基本方針(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の状態への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。</p> </div>	<p>(D16環境復元) ○施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。</p>	<p>○撤去が著しく困難な構造物はなく、供用前の状態への復元は容易である。</p>	
			<p>●[A-2-5]基本方針(5)関係 利用が競合する関係者間の合意形成の内容 ○占有的使用の際は事前に申請書を提出いただき、利用が競合しないようにしています。 ○これまで「筏くぐり」イベントにおいて、仮設トイレ・駐車場の増設実績あり</p> <div data-bbox="369 1171 1176 1235" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】基本方針(5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。</p> </div>	-	<p>○利用が競合しないよう調整できる取り組みが認められる。</p>	

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
			<p>●[A-2-6]基本方針(6)関係</p> <p>①数多くの人々に利用されている状況、又は、利用が想定される根拠</p> <p>○散歩、キャッチボール、野鳥観察、スケートボード、釣り等の多様な利用があります。</p> <p>○たこあげ、グラウンドゴルフ、いかだくんだり、カヤック教室、野洲川探検等が開催されています。</p> <p>○イベント参加人数</p> <p>たこあげ H30 約20人 グラウンドゴルフ H30 約20人 いかだくんだり R1 約200人 カヤック教室:計画中 約10人(見込み) なかず野洲川たんけん隊 R1 約270人(計13回)</p>	-	○日常的な利用からイベントまで、多様な利用が認められる。	
			<p>②存続・新設に対する自治体、住民からの要望の内容</p> <p>○地域や河川レンジャーより公園を存続し、イベントなどを開催することにより地域の活性化を図りたいとの要望を伺っています。(要望元:中洲学区)</p>	(B42地元の理解) ○「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」により地域、学識経験者、行政等が連携して計画する施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても地元の理解を得ていくべき。	○地域等から強い存続要望がある。 ○供用後も、施設の活性化について地域から提案が寄せられるなど、強い関心を持たれている。	
			<p>③現状の自然環境の保全に配慮している内容</p> <p>○駐車場について、思いやりスペース以外は砂利舗装としています。</p> <p>○必要最小限の整備としています。</p> <p>○車両が河川区域内に侵入できない(駐車場から公園区域への進入不可)構造としています。</p> <p>○管理作業では、小型車両で、低速走行を心がけています。</p> <p>○除草剤等薬剤は使用していません。</p> <p>○利用者にはゴミの持ち帰りを注意喚起しています。</p> <p>○地元には除草を委託しています。</p>	-	○河川環境の保全に一定の配慮をした取り組みが認められる。	
			<p>④防災機能としての役割を果たしている内容</p> <p>○水害時以外においては平坦で広大な面積を有しているため、避難、復興、復旧の拠点として利用しやすいと思われます。</p> <p>○野洲川の洪水は放置することで樹林化が進行する環境条件のため、高木が密に茂る可能性があり、樹林化の進行によって野洲川の洪水時に必要とされる流下能力が阻害される可能性があります。</p> <p>○占用地を公園として適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制することにつながっており、治水面での流下能力の維持や、河川管理面での河川管理施設などの監視・巡視時の視界の確保などに貢献しています。</p> <div data-bbox="367 1086 1173 1177" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】基本方針(6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。</p> </div>	-	○施設は防災機能の一助を担っていると認められる。	

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
A-3	前回意見を踏まえた河川管理者からの指導に対する取組状況	●前回の意見書、委員会意見、河川管理者の指導に対して取り組んでいるか	A-3 前回意見を踏まえた河川管理者からの指導に対する取組状況 ●前回の意見書、委員会意見、河川管理者の指導に対して取り組んでいるか <平成26年11月20日意見書の要望事項に対する考え方> 【前回意見書意見①】イベント及び自由利用についてさらなる促進を図り、利用状況を把握できるよう計画されたい。イベントにおいては守山市、主催者それぞれの対応義務を明確にすること、周辺の交通も含め参加者増対策を定めておくこと、利用者視点の共同利用のあり方について考えておくことが望まれる。 (回答) ・イベント等の開催により、さらなる利用促進を図っているところである。なお利用状況の把握については、イベント開催実績をA-2-6「①数多くの人々に利用されている状況、利用が想定される根拠」に記載しています。 ・イベント開催に伴う対応義務について、中間報告に記載のとおり主催者に事故対策を義務付けています。 ・開催時の参加者増対策について、これまで対策を行った例としては、主催者に利用時の車両乗り入れ台数の制限や送迎バスについての検討、利用区域を区切って行うなど条件を附す等があります。	(C21利用状況) ○(前略)供用開始後は利用状況を把握できるよう計画されたい。イベント等以外でも、自由利用の促進を図っていかれたい。 (C24利用者対応) ○(前略)イベント等の際の守山市、主催者それぞれの対応義務について明確にしておかれたい。 (C25駐輪・駐車場) ○(前略)公園周辺の交通状況も含め、イベント等での参加者増対策の臨時処置を定めておかれたい。	○意見に対する一定の取組みが認められる。	
			【前回意見書意見②】広場の表層等施設整備による環境への影響に配慮し、さらに継続的な監視をされたい。 (回答) シルバー、地元へ日常的な管理を委託しており、その中で監視を実施しております。また、見たことのない生物や植物があるかなどにも配慮し監視をしております。	(D13整備の影響、D14-1陸生生物、D14-2水生生物、D15生態系) ○施設整備の影響について継続的な監視が必要である。	○継続した取組みが認められる。	
			【前回意見書意見③】安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について、以下を踏まえ、早急に作成されたい。 (1)砂州の形・高さの変化・水深の変化に対応した安全管理、施設管理。 (2)川砂の採取、ゴミ投棄等の不法行為に対する監視等の対策。 (3)低水路への斜路等、水辺付近における子ども、お年寄り、身体障がい者への安全対策。 (4)継続的かつ適正な草刈等維持管理となるような、方法、頻度等。なお、地域と協働した維持管理となることが望まれる。 (5)治水・環境上問題とならない自然環境保全・創出方法。 (6)安全対策や利用上の注意について、子どもへの配慮をした看板、また広報への記載や小学校における周知。 (回答) (1)中間報告に記載のとおり、管理計画に基づき(第9条、第10条)対応することし、定期点検において調査を行い状態を把握するよう定めており(管理計画第4条(2)施設点検・パトロール)適切に施設の安全管理を行っています。 (2)不法投棄等の防止については、管理計画第4条(3)において、重点的に点検・パトロールを行うことを定めています。 (3)保護者等の監視がない状況での低水路への進入防止等安全対策について、点検・パトロール時に安全指導等をあわせて実施していきます。(管理計画第4条(6)に記載) (4)(5)中間報告に記載のとおり、地域との協働で除草作業を実施しており、治水上利用上の安全確保を基本に、生態系や景観に配慮した除草・剪定の実施を定めています。(管理計画第4条(5)除草・剪定) (6)利用上の注意喚起・安全周知は現地にて看板で行っています。	(C15維持管理) ○具体的な維持管理の計画が未定であり、早急に作成すべきである。適正な草刈等の維持管理が必要である。なお、地域と協働した維持管理の計画が望まれる。自然環境保全・創出方法について、治水・環境上問題とならない維持管理が必要である。 (B31人への安全) ○砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。また、低水路への斜路における安全管理については、特に配慮されたい。 (B33安全対策の周知) ○看板、広報、ホームページによる周知に加えて、小学校における教育の実施も予定されている。また、水際や低水路における危険の周知については、特に配慮されたい。	○【(仮称)野洲川中洲地区河川公園管理計画】が策定され、これに基づいた維持管理が行われている。 ○地元の有志団体や河川レンジャーによる安全対策の啓発・周知(ライフジャケットを着用した川遊び体験)、注意喚起のチラシ配布なども行われている。	
			【前回意見書意見④】自然環境の創出と保全の違いを整理し、創出と保全の実現のために本公園にて実施される内容について明らかにされたい。 (回答) ・中間報告に記載のとおり占用区域の環境を維持し、適切に管理を行うことを通じて環境保全に資するものと考えています。また河川と共生可能な空間利用の創出と保全のため、本公園において地元との協働での除草・剪定の実施等、占用区域の適切な維持管理を続けることにより、行政(公園管理者)と地元(住民)がともに環境の保全に努めていきます。	-	○地域と連携した河川環境の保全に向けた取組みが認められる。	

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
			<p>【前回意見書意見⑤】砂州の形状や流路の変化が生じ、斜路を利用し水辺に近づくことが困難になることも想定される。その場合の利用のあり方について検討されたい。 (回答) ・中間報告に記載のとおり、管理計画第9条及び第10条に定める措置をとって使用禁止とし、進入、使用できないよう処置を行うこととしています。 ・また「河川に親しむ」ことは、物理的に水辺に近づくということだけでなく、公園を利用することで自然環境としての河川空間にふれ合えるという目的が達せられるということと考えております。</p>	-	○河川管理者としても、意見交換会等を通じて、流路が変わっても自然環境(河川空間)と親しむという目的が達せられる利用方法等を提案していきたい。	
			<p>【前回意見書意見⑥】地元の理解、意見について、今後も継続して得るように努めていただきたい。 (回答) 上記③④で記載のとおり、地元との協働での維持管理を行っており、今後も地元と協議しながら管理を行います。 添付資料(7):中洲親水公園管理計画(修正版)</p>	<p>(B42地元の理解) ○「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」により地域、学識経験者、行政等が連携して計画する施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても地元の理解を得ていくべき。</p> <p>(C42利用者意見) ○「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」において出された、「水に親しめなくなっている」「集まる場所・イベントが不足している」などの意見を反映した施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても利用者の意見を徴せられたい。</p>	○地域と協働した維持管理や、地域から施設の利用活性化に向けた提案が行われるなど、地域と連携した取り組みが継続して行われている。	

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考																
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B-1 占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯	(占用の概要)	<p>B 占用施設の計画と設置理由の検証</p> <p>B-1 占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯</p> <p>●[B-1-1]占用施設の概要</p> <p>守山市による「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」における地域の意見をもとに、「昔のように水遊びや水辺の散策などができる親しみある野洲川の復活」が地域住民より強く望まれ「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を地域住民と行政が一体となり計画した公園であり、既存イベントを活用した地域内外の交流イベントなどを開催することにより地域の活性化を図ることを目的としています。</p> <p>整備にあたっては「かわまちづくり支援制度(国土交通省)」を活用し、国交省が整地や河川管理施設(親水護岸、管理用通路(散策路))を整備し、守山市が公園整備や駐車場を設置しています。</p> <p>本施設は、自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場、駐車場、水辺に近づくことのできる緩やかな斜面の護岸等で構成されており、野洲川の自然に親しむ自由使用のほか、地域活性化のための各イベントや小学校における環境教育の場等として利用されています。</p> <p>(位置)守山市幸津川町地先(野洲川左岸1.6k~2.2k付近)</p> <p>(管理区域)2.70ha</p>	(B11必要理由) ○妥当である。	○地域と行政が一体となり計画・整備した施設であり、必要性が認められる。																	
		(占用の経緯)	<p>●[B-1-2]占用の経緯</p> <table border="1" data-bbox="539 655 981 879"> <thead> <tr> <th>許可日及び番号</th> <th>占用期間</th> <th>占用面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年12月1日 国近整備区画占河占第35号</td> <td>平成27年12月1日 ~ 平成32年11月30日</td> <td>27,000.99㎡</td> <td>当初許可</td> </tr> <tr> <td>平成28年6月27日 国近整備区画占河占第24号</td> <td>(変更なし)</td> <td>(変更なし)</td> <td>数量変更</td> </tr> <tr> <td>平成29年5月31日 国近整備区画占河占第15号</td> <td>(変更なし)</td> <td>(変更なし)</td> <td>出来高に伴う数量精査</td> </tr> </tbody> </table> <p>添付資料(1-1)(1-2)(1-3):河川法占用許可書</p>	許可日及び番号	占用期間	占用面積	備考	平成27年12月1日 国近整備区画占河占第35号	平成27年12月1日 ~ 平成32年11月30日	27,000.99㎡	当初許可	平成28年6月27日 国近整備区画占河占第24号	(変更なし)	(変更なし)	数量変更	平成29年5月31日 国近整備区画占河占第15号	(変更なし)	(変更なし)	出来高に伴う数量精査	-	-	
	許可日及び番号	占用期間	占用面積	備考																		
	平成27年12月1日 国近整備区画占河占第35号	平成27年12月1日 ~ 平成32年11月30日	27,000.99㎡	当初許可																		
平成28年6月27日 国近整備区画占河占第24号	(変更なし)	(変更なし)	数量変更																			
平成29年5月31日 国近整備区画占河占第15号	(変更なし)	(変更なし)	出来高に伴う数量精査																			
	●堤内地で代替できない施設か	<p>●[B-1-3]堤内地での代替可能性</p> <p>○「昔のように水遊びや水辺の散策などができる親しみある野洲川の復活」が地域住民より強く望まれ「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を地域住民と行政が一体となり計画した公園であり、親水(緩傾斜)護岸を介して水辺とふれあえる施設のため、堤内地で代替場所を確保することは困難であるものと考えています。</p>	(B21代替可能性) ○代替できない施設である。	○野洲川の自然環境等にふれあえる親水空間として利用されており、堤内地では代替できない。																		
	●占用に係る事業計画は、当該地域の防災計画や地域計画に位置付けられているか	<p>●[B-1-4]地域計画における施設の位置付け</p> <p>○守山市第5次総合計画において公園機能の充実、整備等が謳われています。</p> <p>○守山市都市計画マスタープランにおいて中洲学区まちづくり方針で野洲川の河川敷については、水と親しみ、地域のふれあいの拠点となる河川公園の整備が謳われています。</p> <p>○地域防災計画には位置づけはありません。</p>	-	-																		
	B-2 現許可内容からの変更計画	●施設の変更内容及び変更理由は適切か	<p>B-2 現許可内容からの変更計画</p> <p>●[B-2-1]施設の変更内容</p> <p>[B-2-2]変更の理由・妥当性</p> <p>○施設の変更については、ありませんでした。</p>	(C12施設の変遷) ○新規申請である。	-																	

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証	C-1 施設配置計画	●施設配置計画は流域住民等の意向を反映しているか	C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証 C-1 施設配置計画 ●[C-1-1]地域住民の理解を得た方法 ○地元が「昔のように水遊びや水辺の散歩などができる親しみある野洲川の復活」を強く望まれていたため、行政はそれに寄り添い「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を地域住民と行政が一体となり計画することにより理解を得ております。 ○「中洲地区かわまちづくり検討委員会」で地元から意見を聴取し、地元の意見を反映させた整備コンセプト(「自然豊かな水辺空間の魅力を活かした野洲川」「安全で安心して利用できる野洲川」「市民とつくるにぎわいのある野洲川)」が設定された。また「中洲学区まるごと活性化プラン」において「河川敷の公園化推進」を地域と行政で、また「みんなで担う公園管理のしくみ作り」を地域主体のプロジェクトとして取り組んでいくこととしています。 添付資料(8):「守山まるごと活性化プラン(中洲学区)」資料 添付資料(9):「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」まとめと整備の方向性	(B42地元の理解) ○「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」により地域、学識経験者、行政等が連携して計画する施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても地元の理解を得ていくべき。	○地域の意見が十分に反映され計画・整備された施設であり、供用後も地域と連携した取り組みが認められる。	
	C-2 施設の維持修繕計画、管理体制	●施設の維持修繕計画は適正か	C-2 施設の維持修繕計画、管理体制 ●[C-2-1]施設の管理計画、管理体制 ○シルバー人材センターに委託し、日常的な見回りをしています。 ○占用的利用は届け出が必要であり不適切な利用を防止しています。 ○中洲会館でイベント等の予約受付をしています。 ○現地に利用の注意を設置しています。 ●[C-2-2]トイレ・休憩施設等の便益施設の確保と適正な維持管理の方法 ○堤防天端にトイレを設置しています。シルバー人材センターに清掃を委託しています。 ○東屋を設置しています。シルバー人材センターに日常の目視点検を委託しています。また、専門業者による年1回の点検をしています。災害時には、転倒できる設計となっており、治水に配慮しています。 ○ごみ箱を設置しないことにより家庭ごみの持ち込みを防止しています。やむなく放置されたごみについては、シルバー人材センターに清掃を委託しており、適切に処分しています。	([A-2-3利用者の安全に配慮した取組み]のとおり。) (C22便所) ○移動式トイレを1箇所設置され、清掃は週6日行う計画である。 (C23ゴミ処理) ○看板の設置等によりゴミの家庭への持ち帰りを周知する。	○「A-2-3利用者の安全に配慮した取組み」のとおりで、管理方法について特に問題はない。	
	C-3 施設利用方法	●設置する施設は広く利用できる施設か	C-3 施設利用方法 ●既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行った結果 ○既存類似施設は同地区にはありません。	(C14共同利用) ○小浜河川公園とは異なる存在であることから、近隣に類似施設はない。(後略)	○近隣に、親水空間と親しむことを目的とした類似施設はない。	
	C-4 施設利用状況	●占用施設の利用状況を把握できるか	C-4 施設利用状況 ●[C-4-1]占用施設の利用者数を把握する方法 『取組状況報告』の①に「イベント及び自由利用について(略)利用状況を把握できるよう計画されたい」との意見に対して「利用状況の把握については、イベント等の入込数は主催者に報告等を求めて把握に努める(略)」と報告があったとおり、イベント利用者数の実績等を以下に掲げます。 ○イベント参加人数 たこあげ H30 約20人 グラウンドゴルフ H30 約20人 いかだくさり R1 約200人 カヤック教室 計画中(10人) なかつ野洲川たんけん隊 R1 約270人(13回) なお平常時の利用状況については、今後管理委託を利用する等、随時利用者数の把握に努めます。 ●[C-4-2]施設利用に関する要望及び維持管理等への反映 ○守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱に股部水位観測所で水位1m以上は予備警報となり車両の進入を禁止する等の措置をとることになっているが、日常的に1m前後の水位であることから現場との整合性がとれていないため見直すべきであるとの要望を伺っています。 ○上記要望を受け、非常時における水位について、今回の占用更新を期に基準水位を0.5mずつ引き上げることを検討しており、許可更新申請に合わせて、管理計画および市の要綱を訂正し、提出予定です。	(C21利用状況) ○(前略)供用開始後は利用状況を把握できるよう計画されたい。イベント等以外でも、自由利用の促進を図っていかれたい。	○自由利用(自由使用)については、管理委託等を活用した利用者数の把握の取り組みを期待する。	
				-	○基準水位について、現地の実情・実態に応じた変更への要望に対する反映が検討されている。	

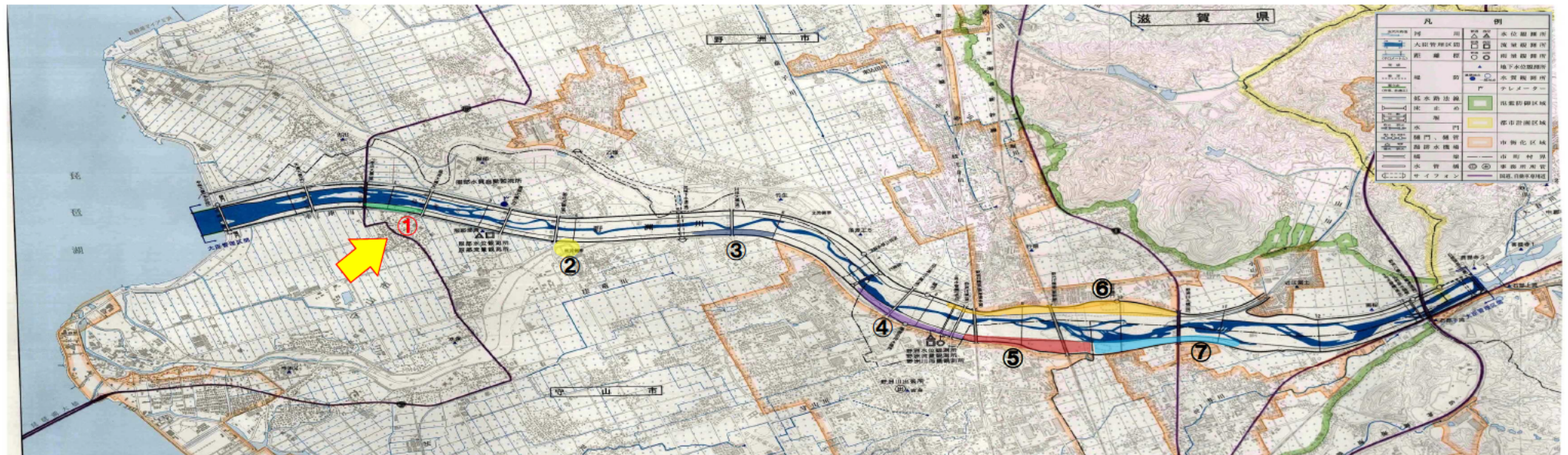
区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D-1 環境・景観への影響に対する配慮	● 占用地の整備・管理・利用によって、占用区域とその周辺の自然生態系、自然環境、生活環境に与える影響は軽微か	D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証 D-1 環境・景観への影響に対する配慮 ● [D-1-1] 施設及び周辺の環境の現状と規制内容 ① 施設及び周辺の環境(自然生態系、自然・生活環境)の現状 ○ 占用区域内には芝を整備していますが、一部芝を整備せず従来の自然を残し、占用区域内に取り込んでいます。 ○ 既存樹木を残し、占用区域内に取り込んでいます。 ○ 占用区域周辺において公園整備おける自然生態系等への影響は確認しておらず、地域等からも苦情等はありません。むしろ占用区域内を放置しておくすぐに自然回帰しそうなほど既存植物の種子等が占用区域内で繁殖しています。 ○ 重要種および外来種については、国が実施している『水辺の国勢調査』により、占用区域および周辺において確認しております。 【重要種(動物)】カイツブリ・ノスリ・オオジュリン・セッカ 【重要種(植物)】セイタカハライイ・タコノアシ・ノニガナ 【外来種(動物)】※未確認 【外来種(植物)】アレチウリ・オオカワヂシャ・オオキンケイギク・ウスゲオオバナミズキンバイ 添付資料(10-1): 河川水辺の国勢調査:H27年度(動物) 添付資料(10-2): 河川水辺の国勢調査:R1年度(植物) ② 施設及び周辺の環境(自然生態系、自然・生活環境)に係る現行の規制内容 ○ 占用区域やその周辺において、環境に関する特別な法規制の設定はありません。 ● [D-1-2] 施設が周辺の環境(自然生態系、自然・生活環境)に与える影響(又は影響予測) ○ 施設の維持管理において除草剤や殺虫剤等は使用していません。またトイレは堤防天端にあり、汲み取り式で定期的に汲み取りし、悪臭を拡散させないように適切に管理しています。これらの生態系や自然環境・生活環境に配慮した取組を進めており、影響は軽微といえる。 ○ 河川水辺の国勢調査において、添付資料(10)のとおり重要種が確認されていることから、施設管理において周辺の自然生態系、自然環境、生活環境に影響を与えていることは確認していません。	(D11-1大気汚染) ○ 大気汚染の発生源となる施設ではない。 (D11-2水質汚濁・底質汚染) ○ 水質汚濁、底質汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。 (D11-3土壌汚染) ○ 土壌汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。 (D11-4地下水) ○ 野洲川、または周辺の地下水の水質に影響を与える施設ではない。 (D11-5騒音・振動) ○ 騒音振動を発生する施設ではない。 (D11-6悪臭) ○ 悪臭の発生源となる施設ではない。 (D12地形改変) ○ 地形の改変は軽微である。 (D13整備の影響、D14-1陸生生物、D14-2水生生物、D15生態系) ○ 施設整備の影響について継続的な監視が必要である。 (D17作業車の通行影響) ○ 駐車場、管理用通路を使用するが、走行頻度が明らかでない。	○ 環境に悪影響を与える構造物や発生源はなく、利活用や維持管理においても悪影響は与えないと考える。 ○ 自然環境に一定の配慮をした維持管理が行われており、環境への影響は軽微と考える。	
(景観)	● 占用地の整備・利用によって、占用区域とその周辺の景観に与える影響は軽微か	(景観) ● [D-1-3] 景観の現状と規制内容 ○ 占用区域内の樹木の密集がなくなり、緩傾斜護岸も整備されたことで見通しがよくなり野洲川に親しみやすい景観となっています。 ○ 景観に関する特別な法規制の設定はありません。 ● [D-1-4] 施設が景観に与える影響(又は影響予測) ○ 占用区域の整備範囲を必要最低限としており、工作物等にも配慮し、琵琶湖河川事務所とも協議の上、整備しているため景観に与える影響は最小限に留めており(影響は)軽微であると考えます。	(D41景観) ○ 景観への影響に配慮した施設配置を行うとしている。 (D43植栽) ○ 周辺景観への影響は軽微である。また、一部既存木を利用する。	○ 施設の殆どが広場で、必要最小限の工作物や植樹で構成されているため、景観上着しい支障とはならず影響は軽微と考える。		
(治水)	● 治水上の支障が生じない施設整備、利用形態か	(治水) ● [D-1-5] 施設が治水上の支障となる可能性 —	(「A-2-1②治水・河川管理及び適正な利水・利用に資する取組内容」、「A-2-3①治水上の安全に配慮した取組み」とおり。)	○ 「A-2-1、②治水・河川管理及び適正な利水・利用に資する取組内容」、「A-2-3、①治水上の安全に配慮した取組み」とおりで、治水上の支障は問題がない。		
(利水)	● 利水上の支障が生じない施設整備、利用形態か	(利水) ● [D-1-6] 施設が利水上の支障となる可能性 ○ 占用区域とその周辺の河川水質・底質・地下水・河川伏流水に影響を与える施設はなく、維持管理で除草剤や殺虫剤等は使用していません。	(D31利水計画) ○ 占用施設に利水計画はない。 (D32利水への影響) ○ 利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	○ 水質に悪影響を与える施設や維持管理は行っておらず、利水への支障は生じないと考えます。		

審査結果一覧表(野洲川中洲親水公園) 2020.11.26

基本方針	河川管理者の見解・評価 (資料-6、A-2「基本方針の各項目に対する満足状況」における「河川管理者の見解・評価等」(基本方針(1)~(6)関係)と同じ内容を記載)	備考
(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。 (1) 自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。	○地域との協働を含め、自然環境に悪影響を与えないよう一定の配慮をした維持管理を行い、現状の河川環境の保全に取り組んでいる。 ○各取り組みは、治水、河川管理、利用に資すると認められる。	占有許可申請説明書、資料-6 ・A-2-1に記載
(2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。	○だれもが河川と容易にふれあえる施設であると認められる。	占有許可申請説明書、資料-6 ・A-2-2に記載
(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。	○治水上の安全に配慮した取り組みがされており、支障はない。 ○管理計画(「【仮称】野洲川中洲地区河川公園管理計画」)が策定され、これに基づいた維持管理が行われている。 ○地域と協働した維持管理や小学生の利用に配慮した注意事項の掲示など、前回諮問の委員会意見に対する取り組みが認められる。	占有許可申請説明書、資料-6 ・A-2-3に記載
(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の状態への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。	○必要最小限の根拠の記載はない(自由使用に関する適正面積の根拠基準等はない)が、特別過度な規模ではない。 ○治水や管理等に資する面を有することから、必要性が認められる。 ○撤去が著しく困難な構造物はなく、供用前の状態への復元は容易である。	占有許可申請説明書、資料-6 ・A-2-4に記載
(5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。	○利用が競合しないよう調整できる取り組みが認められる。	占有許可申請説明書、資料-6 ・A-2-5に記載
(6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。	○日常的な利用からイベントまで、多様な利用が認められる。 ○地域等から強い存続要望がある。 ○供用後も、施設の活性化について地域から提案が寄せられるなど、強い関心を持たれている。 ○河川環境の保全に一定の配慮をした取り組みが認められる。 ○施設は防災機能の一助を担っていると認められる。	占有許可申請説明書、資料-6 ・A-2-6に記載

審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点番号	件名	許可受ける	場所	占有面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	地点番号	件名	許可受ける	場所	占有面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設		
①	野洲川 中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	平成27年12月1日 ～令和2年11月30日	令和2年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑地の広場	⑤	野洲川 立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏 川原～立入町川原	左岸	100,768.77	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和2年度	散策広場、クレイ広場、 芝生広場、バスケットコート、 グラウンドゴルフ場、グラウンド
②	野洲川 改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	平成31年4月1日 ～令和6年3月31日	令和5年度	サッカー場 グラウンドゴルフ場 多目的広場	⑥	野洲川 河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲 市三上地先	右岸	139,181.10	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和2年度	芝生広場、多目的運動場、 野球場、陸上競技場、 テニスコート、ゲートボール場、 グラウンドゴルフ場、健康広場
③	野洲川 川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	平成30年10月1日 ～令和3年9月30日	令和3年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川 運動公園	栗東市	栗東市出庭 字外川原付近	左岸	34,794.36	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和2年度	グラウンドゴルフ場、芝生広 場、 テニスコート、ソフトボール場、 多目的広場、陸上競技場
④	野洲川 ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本地 先～野洲市野洲字坂田 地先	左岸	76,362.11	令和2年10月1日 ～令和7年9月30日	令和7年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場	※⑤⑥⑦に関しては令和元年度末に1年間の更新許可を行い、占用許可期間は令和3年3月31日まで、期間満了年度は令和2年度となります。								



今後のスケジュールについて(令和2年度)

委員会回数	令和2年度						
	第56回		第 57 回		第 58 回		
月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)	→ 諮問 意見の提案・助言						
野洲川中洲親水公園 (守山市)			→ 諮問 意見の提案・助言				
野洲川立入河川公園 (守山市)						→ 諮問 意見の提案・助言	
野洲川河川公園 (野洲市)						→ 諮問 意見の提案・助言	
野洲川運動公園 (栗東市)						→ 諮問 意見の提案・助言	